



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ウィルグループ
代表者名 代表取締役社長 池 田 良 介
(コード番号：6089)
問合せ先 管 理 本 部 長 高 山 智 史
(TEL. 03-6859-8880)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 17 日開催予定の第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役であつて社外取締役でないもの及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 30 条(取締役の責任免除)及び第 40 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 1. ～ 3. (条文省略) 4. 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第30条 1. ～ 3. (現行どおり) 4. 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第40条 1. ～ 3. (条文省略)	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第40条 1. ～ 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、当該<u>社外</u>監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>4. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 200 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 17 日

定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 17 日

以 上